

第16 詐害行為取消権

1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（変更）

民法第424条

(1)債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において、「受益者」という。)がその行為の時に於いて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

(2)前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。

(3)債権者は、その債権が第1項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。

(4)債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

(改正前民法424条)

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

まず、従前の法律行為という要件を単に行為に改め、詐害行為によって取消しの対象となるべきものが、法律行為に限らないことを明らかにした。

また、被保全権利につき、必ずしも詐害行為の前に発生していることを要せず、詐害行為の前の原因に基づいて生じたものも含まれることを明らかにした。

そして、被保全債権がそもそも強制執行によって実現しえないものであるときには、詐害行為取消権を行使できないものとした。

2 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則（新設）

民法第424条の2

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

1 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この条において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。

2 債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

3 受益者が、当該行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

(破産法161条)

1 破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分(以下この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 破産者の親族又は同居者

本来、相当な対価をもってした財産の処分行為は、債務者の責任財産の減少をもたらさない点で、詐害行為にはならないところ、判例は、不動産を金銭に換価するなど、資産を債務者が費消・隠匿しやすい形態に変更する行為につき詐害行為該当性を認めつつも、その処分行為の目的・動機に正当性があるかどうかで、判断していた。

他方、破産法161条は、(1)破産者における財産隠匿等の恐れが現に発生していること、(2)破産者が行為当時隠匿等の処分をする意思を有していたこと、(3)相手方がその行為の当時破産者に隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと、を要件として規定している。

そこで、本条は、破産法161条を平仄を保った規定を置くこととしたものである。

3 特定の債権者に対する担保の供与等の特則（新設）

民法第424条の3

(1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

1 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第1号において同じ。)の時に行われたものであること。

2 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(2) 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

1 その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。

2 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(破産法162条)

1 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実

を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項第1号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3 第1項各号の規定の適用については、支払の停止（破産手続開始の申立て前一年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

まず、債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること、を共通の要件としつつ、当該行為が、債務者が支払不能の時に行われたものであるか、あるいは支払不能の時に行われたものでなくても、当該行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものであり、かつ当該行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであるときは、詐害行為として取り消すことができるものとした。

4 過大な代物弁済等の特則（新設）

民法第424条の4

債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第424条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第1項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

（破産法160条）

1 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。

3 破産者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

まず、債務者がした既存の債務についての債務の消滅に関する行為であることから、前条の要件に該当するときには、過大な部分に限らず、当該行為全部が詐害行為取消の対象となる。

そして、仮に前条の要件に該当しない場合であっても、債務者及び受益者が当該行為の時に債権者を害すべき事実を知っていたときには、過大な部分のみ詐害行為の対象となるものである。

5 転得者に対する詐害行為取消権の要件（新設）

民法第424条の5

債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、

受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

1 その転得者が受益者から転得した者である場合

その転得者が、その転得の当時、債務者がした行為について債権者を害することを知っていたとき。

2 その転得者が他の転得者から転得した者である場合

その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

(改正前民法424条)

1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時にあって債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(破産法170条)

次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。

一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。

二 転得者が第六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかったときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。

2 第167条第2項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があった場合について準用する。

本条によって、転得者に対する詐害行為取り消しをなしうるためには、当該転得者の悪意はもとより、受益者及び当該転得者の前者たる転得者「全員」の悪意を必要とするものである。よって、当該転得者の前者に一人でも善意の転得者が介在していた場合には、当該転得者が悪意であっても、当該転得者に対しては詐害行為取消しをすることができない。

なお、破産法の要件と異なり、当該転得者の悪意の内容として、前者の転得者が悪意であることまで知っている必要はない。

6 詐害行為取消権の行使の方法（新設）

民法第424条の6

(1) 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

(2) 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

7 詐害行為取消権における被告及び訴訟告知（新設）

民法第424条の7

(1) 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

1 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者

2 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者

(2) 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務

者に対し、訴訟告知をしなければならない。

(改正前民法424条)

- 1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

まず、判例を踏まえて、詐害行為取消権の法的性質につき、いわゆる折衷説を採用することを明文で規定するものである。

そして、現物返還を原則としつつも、それが困難であるときには価額返還とすることを規定した。

さらに、受益者に対して詐害行為取消権を行使するときには受益者を、転得者に対して詐害行為取消権を行使するときには転得者を、それぞれ被告とすることを定め、債務者を被告とする必要がないことを規定した。

また、詐害行為取消訴訟において、これを認容する判決の効果につき、すべての債権者に加えて、債務者にも及ぶとする改正がなされることから(後記9)、債務者に対して訴訟告知をすべきものとされた。

8 詐害行為の取消しの範囲(新設)

民法第424条の8

- (1) 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。
- (2) 債権者が第424条の6第1項後段又は第2項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

(改正前民法424条)

- 1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

判例を踏まえ、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該行為の取消しを請求することができることとしたものである。そして、1項が現物返還の場合、2項が価額返還の場合について規定したものである。

9 直接の引渡し等(新設)

民法第424条の9

- (1) 債権者は、第424条の6第1項前段又は第2項前段の規定により財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその支払又は引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。
- (2) 債権者が第424条の6第1項後段又は第2項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

本条は、判例を踏まえて、債権者は、詐害行為取消権の行使によって財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者又は転得者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができることを定めたものである。

当然のことながら、あくまで金銭の支払又は動産の引渡しを求める場合に限られるのであって、不動産その他登記登録によって権利の変動が公示される物における登記登録を回復する場合については認められない。

また、債権者に支払ないし引渡しをした受益者ないし転得者は、債務者に対してその支払ないし引渡しをする義務を免れることとした。

10 詐害行為の取消しの効果（変更）

民法第425条

詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

（改正前民法425条）

前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

本条により、詐害行為取消しの請求を認容する判決の効果が債務者にも及ぶことが明記された。

また、本条に定める債権者は、詐害行為がなされた段階はもとより、詐害行為取消しの請求を認容する判決が確定した段階で、債権者であることを要しない。そのため、他の債権者が詐害行為取消の請求を行って認容判決を得た場合、それに関与していない債権者（あるいは詐害行為取消しをなしえない債権者）であっても、債務者のもとに回復された逸出財産に対して強制執行等の手続をとることができる。

11 受益者の反対給付（新設）

民法第425条の2

債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、当該財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、価額の償還を請求することができる。

（破産法168条）

第160条第1項若しくは第3項又は第161条第1項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

二 破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合 財団債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

2 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二 破産者の受けた反対給付によって生じた利益が破産財団中に現存しない場合 破産債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

三 破産者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が破産財団中に現存する場合 財団債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び破産債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

3 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第161条第2項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4 破産管財人は、第160条第1項若しくは第3項又は第161条第1項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第1項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により財団債権となる額（第1項第一号に掲げる場合にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

本条は、従来の判例法理を改め、受益者は、債務者に対して反対給付の返還を請求することができ、また債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は価額償還を請求することができることとし、もって破産法の要件に近似させた。

12 受益者の債権（新設）

民法第425条の3

債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第424条の4の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

受益者が反対給付を債務者に対して返還請求なしうることと同様に、受益者の債務者に対する債権が復活することと規定したものである。

なお、過大な代物弁済がなされた場合における詐害行為取り消しの場合が除外されている。これは、過大な代物弁済がなされた場合に取り消すことができる範囲が、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限られているため、消滅した債務を復活させる必要がないからである。

13 転得者の反対給付及び債権（新設）

民法第425条の4

債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付の価額又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

1 第425条の2に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

2 前条に規定する行為が取り消された場合（第424条の4の規定により取り消された場合を除く。）

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

本条では、転得者がその前者から取得した財産を返還し、あるいはその価額を償還した場合において、

- ・債務者がした詐害行為の内容が財産の処分に関する行為（ただし債務消滅行為を除く）であるときは、転得者は、受益者が当該財産を返還または価額を償還したと「仮定」すれば、受益者がなしうる債務者に対する反対給付の返還請求権ないしその価額の償還請求権を行使できるものとし、

- ・債務者がした詐害行為の内容が債務の消滅に関する行為であるときは、転得者は、受益者が当該財産を返還または価額を償還したと「仮定」すれば、受益者に復活しうる債務者に対する債権を行使することができるものとした。

ただし、転得者が当該財産を取得するために前者に対してなした反対給付の価額、あるいは転得者が当該財産を取得したことによって消滅した転得者の前者に対する債権の価額を、それぞれ上限として画するものである。なぜなら、その範囲でのみ返還を請求できることをもって十分だからである。

14 詐害行為取消権の期間の制限（変更）

民法第426条

詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。

（改正前民法426条）

第424条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

本条は、判例を踏まえて、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から、詐害行為取消権の行使期間が開始することを明記したものである。そして、長期20年を10年に短縮するものである。

なお、今回の改正では不法行為の消滅時効につき、20年の期間を、除斥期間から時効に変更された。

しかし、詐害行為取消権の行使期間（2年及び10年）は、それとは異なり除斥期間であり、もって時効の更新（あるいは完成の猶予）の規定は適用されない。そのため、前文の「時効によって消滅する」との文言が削除されている。